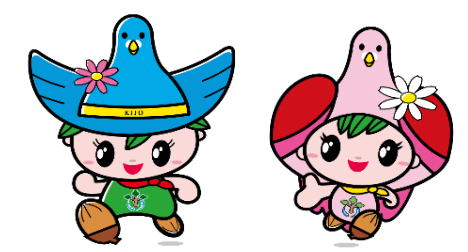


ふるさと回帰・きじょう暮らし定住促進奨励金制度一覧

名称	奨励金の内容及び対象	金額	申請時期等	申請時に必要な書類	要件等
転入奨励金	家族転入奨励金 <small>※転入後3ヶ月以内に婚姻し家族で木城町内に居住する場合を含む</small>	30万円	<ul style="list-style-type: none"> 転入して3ヶ月経過後に申請 	[様式] ・転入奨励金交付申請書 ・定住誓約書兼同意書 [添付書類] ・住民票(世帯全員分) ・戸籍附票 ・パートナーシップ宣誓証明書(該当者のみ) ・ふるさと回帰・きじょう暮らし定住促進奨励金に係る審査資料	①木城町に転入する直前に町外に1年以上居住していたものであること ②世帯の代表者が転入日時点で16歳以上50歳未満の家族であり、転入後継続して木城町に定住するものであること。 ③転入した家族の中に木城町職員がいないこと ④世帯の代表者が就業していること。 ※「家族」の定義には、パートナーシップ宣誓者を含む
	単身転入奨励金	10万円	<ul style="list-style-type: none"> 転入から1年以内 		
住宅取得奨励金(基本)	新築取得場合 <small>※新築建売住宅の購入を含む</small>	「町内建築業者」を元請とした場合、建築費用の20%以内 上限200万円	<ul style="list-style-type: none"> 転入し3ヶ月経過していれば入居後申請 取得日から1年以内 	[様式] ・住宅取得奨励金交付申請書 ・住宅取得奨励金算出表 ・定住誓約書兼同意書 [添付書類] ・住民票(世帯全員分) ・登記簿謄本 ・工事(売買)契約書 ・請求・領収書 ・平面図・立面図 ・自治公民館への加入確認書 ・ふるさと回帰・きじょう暮らし定住促進奨励金に係る審査資料	①令和3年4月1日以降に、環境整備課へ建築工事届を提出したものであること ②建築工事届提出時で6歳未満であること ③賃貸向け、営業売買目的ではなく、個人住宅として取得し、居住用としての機能を有していること ④購入取得の場合、3親等以内親族間の売買でないこと ⑤住宅の移転補助又は移転補償の対象となった住宅の代替えとして住宅の取得をしようとする者でないこと ⑥災害等により消失した住宅の代替えとしての住宅を取得しようとするものでないこと ⑦居住地の属する自治公民館への加入に同意する者に限る ⑧入居後継続して木城町に定住するものであること ⑨町内建築業者とは、町内に本店又は営業所(5年以上の営業を行っている営業所をいう。)を有する法人若しくは町内に主たる事業所を有する個人の建築業者をいう。
	購入取得場合	「町外建築業者」を元請とした場合、建築費用の10%以内 上限100万円			
	購入取得場合 <small>(購入後6ヶ月までのリフォーム費用を含む)</small>	購入費用の10%以内 上限80万円			
住宅取得奨励金(個別加算)	+ 転入加算	50万円加算 <small>※既に転入奨励金を受給した者にあつてはその額を減じた額</small>	住宅取得奨励金申請時に併せて申請	・地域政策課が必要と認める書類	①転入奨励金(令和3年4月1日以降転入者)の受給者または受給資格者であつて、以下に該当するもの ・家族転入者であつて、転入と同時に又は転入から5年以内に住宅を取得 ・単身転入者のうち転入後5年以内に婚姻し住宅を取得
	+ 子育て加算	対象児1人あたり 10万円加算			①住宅取得日時点において、15歳未満の子が属する世帯であること
就学・進学奨励金	小学校就学準備金	2万円	小学校就学年の前年11月1日から当該年度内	[様式] ・就学・進学奨励金交付申請書 ・定住誓約書兼同意書 [添付書類] ・住民票(世帯全員分) ・在学証明書 ※高等学校等・大学等進学祝金のみのみ ・入学日が確認できる書類(在学証明書に入学日の記載がない場合に限り) ※高等学校等・大学等進学祝金のみのみ ・ふるさと回帰・きじょう暮らし定住促進奨励金に係る審査資料	①児童生徒又は学生を扶養する者が対象 ②対象者1人あたり各1回までの申請を限度とする ③高等学校等進学者においては、入学前年度末において16歳以下であること ④大学等進学者においては、入学前年度末において21歳以下であること
	中学校進学準備金	3万円	中学校進学年の前年11月1日から当該年度内		
	高等学校等進学祝金	5万円	高等学校等入学日から当該年度内		
	大学等進学祝金	10万円	大学等入学日から当該年度内		
	共通		転入者においては、転入後3ヶ月経過後に申請可能		
共通条件			①生活保護等の措置を講じられていないこと ②税、使用料等の滞納をしていないこと ※定住(5年以上居住)の要件を満たさなくなった場合には、奨励金を返還していただく場合があります。		



※詳細については、地域政策課 Tel(0983)32-4727までお問い合わせください。